

令和6年9月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第32号

松伏町教育委員会委員の任命について

1 趣旨

松伏町教育委員会委員宇田川陽子氏の任期は、令和6年9月30日で満了となるが、後任として池田千恵美氏を任命することについて同意を求めるもの

2 内容

- (1) 住 所 ○○○○○○○○
- (2) 氏 名 池田 千恵美 (いけだ ちえみ)
- (3) 生年月日 ○○○○○○○○

3 任期

令和6年10月1日から令和10年9月30日まで

議案第33号

松伏町公平委員会委員の選任について

1 趣旨

松伏町公平委員会委員浅水尚伸氏の任期は、令和6年9月30日で満了となるが、再び浅水尚伸氏を選任することについて同意を求めるもの

2 内容

- (1) 住 所 ○○○○○○○○
- (2) 氏 名 浅水 尚伸 (あさみず よしのぶ)
- (3) 生年月日 ○○○○○○○○

3 任期

令和6年10月1日から令和10年9月30日まで

議案第34号

松伏町国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 趣旨

国民健康保険法及び診療報酬の算定方法の一部改正に伴い、被保険者証の返還の求めに応じない世帯主に対する罰則の規定を削除するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

- (1) 引用条項に関する規定の整備 (第6条関係)
診療報酬の算定方法 (厚生労働省告示) の一部改正により、条例中引用している条項が移動したことに伴う規定の整備
- (2) 被保険者証の返還の求めに応じない世帯主に対する罰則の規定の削除 (第14条関係)

現 行	改 正 後
この町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円	この町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

以下の過料を科する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年12月2日。ただし、2(1)は、公布の日

(2) 経過措置

この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第35号

松伏町適応指導教室設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 趣旨

松伏町適応指導教室の名称を変更するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町適応指導教室の名称の変更(第1条関係)

現 行	改 正 後
松伏町適応指導教室	松伏町教育支援センター

(2) その他規定の整備

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第36号

松伏町学校給食センター設備等改修工事請負契約の変更契約の締結について

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 松伏町学校給食センター設備等改修工事 |
| 2 施 工 箇 所 | 松伏町大字田島1515番地2 |
| 3 履 行 期 限 | 令和7年1月31日 |
| 4 変更履行期限 | 令和7年3月31日 |
| 5 変更請負金額 | 119,889,000円 |
| 6 今回変更による増額 | 6,743,000円 |
| 7 請 負 業 者 | 埼玉県越谷市大道478番地
株式会社協和設備
代表取締役 清水 一郎 |

議案第37号

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

1 趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するもの

2 内容

被保険者証及び資格証明書の廃止に伴う市町村が処理する事務の改正

現 行	改 正 後
1 (略)	1 (略)
2 被保険者証及び資格証明書の引渡し	2 資格確認書等の引渡し

3 被保険者証及び資格証明書の返還の 受付 4から6まで (略)	3 資格確認書等の返還の受付 4から6まで (略)
--	------------------------------

3 施行期日
令和6年12月2日

議案第38号

令和6年度松伏町一般会計補正予算(第2号)

1 補正前予算額	9,535,601千円
2 補正予算額	514,312千円
3 合計	10,049,913千円

議案第39号

令和6年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

1 当初予算額	3,162,365千円
2 補正予算額	41,623千円
3 合計	3,203,988千円

議案第40号

令和6年度松伏町介護保険特別会計補正予算(第1号)

1 当初予算額	2,401,166千円
2 補正予算額	69,451千円
3 合計	2,470,617千円

議案第41号

令和6年度松伏町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

1 当初予算額	475,249千円
2 補正予算額	4,251千円
3 合計	479,500千円

議案第42号

令和6年度松伏町下水道事業会計補正予算(第1号)

1 既決予定額	
(1) 収益的收入	520,902千円
(2) 収益的支出	519,223千円
(3) 資本的收入	150,817千円
(4) 資本的支出	349,443千円
2 補正予定額	
(1) 収益的收入	4,770千円
(2) 収益的支出	1,923千円
(3) 資本的收入	—
(4) 資本的支出	—
3 合計	
(1) 収益的收入	525,672千円
(2) 収益的支出	521,146千円

(3) 資本的収入	150,817千円
(4) 資本的支出	349,443千円

議案第43号

令和5年度松伏町一般会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	10,624,180,153円
2 歳出総額	9,898,000,535円
3 歳入歳出差引額	726,179,618円
4 実質収支額	615,068,618円

議案第44号

令和5年度松伏町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	3,218,491,061円
2 歳出総額	3,140,457,335円
3 歳入歳出差引額	78,033,726円
4 実質収支額	78,033,726円

議案第45号

令和5年度松伏町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	23,878,001円
2 歳出総額	6,705,771円
3 歳入歳出差引額	17,172,230円
4 実質収支額	17,172,230円

議案第46号

令和5年度松伏町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	2,314,196,128円
2 歳出総額	2,232,787,797円
3 歳入歳出差引額	81,408,331円
4 実質収支額	81,408,331円

議案第47号

令和5年度松伏町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

1 歳入総額	438,094,330円
2 歳出総額	434,212,562円
3 歳入歳出差引額	3,881,768円
4 実質収支額	3,881,768円

議案第48号

令和5年度松伏町下水道事業会計決算の認定について

1 収益的収入	515,969,162円
2 収益的支出	489,201,533円
3 資本的収入	153,519,200円
4 資本的支出	300,695,351円